平成２３年（フ）第３５０号
秋田市八橋田五郎２丁目６番22号
破産者　本間　広高
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘８丁目103番地の118
破産者　有限会社ワタナベ
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２００７号
埼玉県川口市芝下１丁目１番27号
破産者　有限会社須賀工業所
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８３号
東京都大田区羽田２丁目３番１号
破産者　日本パル・サービス株式会社
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
さいたま市岩槻区大字馬込853番地の25
破産者　有限会社シンエー設備
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
埼玉県蓮田市大字閏戸744番地２
破産者　株式会社エスティーオー
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０５号
千葉県松戸市新作518番地の８
破産者　有限会社キイプラン
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９０６号
千葉県松戸市平賀228―６　サンシティ103号室、住民票上の住所千葉県松戸市新作518番地の８
破産者　関根　弘志
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９０７号
千葉県松戸市千駄堀929番地の５　パレスヒルシンボリーⅡ202号
破産者　関根　朋子
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１８４８８号
茨城県水戸市元吉田町895番地
破産者　株式会社敬愛会メディカルサービス
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２８９号
東京都荒川区南千住７丁目10―３―102
破産者　中嶋　恵子
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３０号
山梨県笛吹市春日居町鎮目1651番地５　サンライフ春日居104号室
破産者　有限会社マインドニジュウイチ
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
静岡県島田市元島田9356番地の１
破産者　株式会社菱大
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８０号
愛知県碧南市向陽町２丁目40番地２
破産者　株式会社山梦
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７９７号
大阪市淀川区西中島７丁目12番５号206
破産者　株式会社グリントスジャパン
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６３１号
大阪市中央区高麗橋１丁目７番７号
破産者　株式会社アレスジャパン
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４号
大阪府豊能郡豊能町光風台２丁目１番地の18
破産者　株式会社アリーナインターナショナル
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３号
大阪府八尾市太田新町７丁目165番地
破産者　株式会社菅製作所
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５０９号
大阪市淀川区新高５丁目12番７号
破産者　有限会社山元鉄工所
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５５３号
大阪市平野区長吉六反３丁目16番９号
破産者　株式会社ソーイング
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６６４号
東京都新宿区高田馬場１丁目31番８号
破産者　株式会社Ｄｅｉｎ　Ｐｒｏｓ
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７１１号
大阪市都島区友渕町１丁目５番９―411号
破産者　有限会社岡本電気通信
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０９８号
堺市北区北花田町３丁18番２
破産者　株式会社ビーアワゲスト
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係